

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十五日

佐賀県公安委員会

委員長 山口 久美子

佐賀県公安委員会規則第六号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一号を加える。

九 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

附 則

この規則は、平成二十三年九月一日から施行する。